

議会運営委員会会議録

平成27年9月9日(水)

(開会) 14:40

(閉会) 15:06

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 追加議案の説明・質疑
- 2 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
- 3 決算特別委員会委員の人選について
 - (1) 別紙届出表のとおり
- 4 議案に対する質疑通告について
- 5 意見書案の取り扱いについて
 - (1) ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書(案)
 - (2) 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)
 - (3) 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書(案)
 - (4) 安全保障関連法案の廃案・撤回を求める意見書(案)
- 6 陳情の取扱いについて
- 7 会期日程の変更について
- 8 その他
 - (1) 発言申し出(タブレット等の本会議場等への持ち込みについて)
 - (2) 次回委員会開催予定 9月18日(金)午前9時30分

○委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。追加議案についての説明を求めます。

○総務課長

「議案第132号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」につきましては、右肩に追加提案と記載しております別冊の「平成27年度補正予算資料」でご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、去る8月25日の台風による災害のため、その災害復旧に要する経費につきまして、一般会計で、1億6881万6千円を補正するものでございます。

2 ページ以降に補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただ今説明のありました追加議案の議案第132号につきましては、本会議での一般質問終了後、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあとに、上程し、提案理由の説明、質疑ののち、総務委員会に付託していただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「決算特別委員会委員の人選」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

平成26年度決算特別委員会委員につきましては、お手元に配付しておりますとおり、各党派間による調整の上、届け出がなされております。

本会議での一般質問終了後、決算認定議案付託の際、特別委員会設置を諮っていただいております。

また、特別委員の選任につきましては、飯塚市議会 委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することになっておりますので、届け出の議員を議長において指名していただいております。以上でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「決算特別委員会委員の人選」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第116号について、宮嶋議員より、議案第123号及び124号について、川上議員より、議案第124号、125号、及び126号について、道祖議員より、それぞれ質疑通告がっておりますので報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。「議案に対する質疑通告」については、ご了承をお願いいたします。

次に、「意見書案の取扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり提出された意見書(案)が4件ございます。

提出者並びに提出先につきましては意見書案の最後にそれぞれ記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

事務局の説明が終わりましたので、「ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書(案)」及び「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)」以上2件について、補足説明を受けるため、本委員会として、奥山議員に出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、奥山議員に出席を求めることに決定いたしました。奥山議員、提出者席へご移動ください。

(提出議員 着席)

提出者から補足説明があれば、お願ひいたします。

○奥山議員

皆さん、お疲れでございます。公明党から2つの意見書を提出させていただいております。1点目、ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書案ということです。内容につきましては、ご覧いただければと思いますが、都市住民の農漁村の定住願望、いわゆる地方への移住を検討されている方が大変多くなっているというところで、しかし、地方に移住しても仕事がないというようなところで、問題点も数多くあるということで、今回は、このICTを活用したテレワークの推進を求めるものでございます。

それにつきましては、下の3項目書いておりますが、1番目としまして、ICT環境充実のWi-Fi環境の整備が不可欠であるというところと、2点目としまして、平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底、3点目としまして、テレワークを活用して、新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰すること等ということで、出させていただきます。これ1点目でございます。

それから2点目の地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書案ということで、この度、平成27年度中に策定する地方版総合戦略策定につきましては、地方財政措置におけるまち・ひと・しごと創生事業費、それから平成28年度に創設される新型交付金等ですね。それからもう一つは創生事業関連事業補助金ということで、下の4項目に掲げております「まち・ひと・しごと創生事業費」から、地方創生関連事業補助金、それから新型交付金については、役割分担を明確にするとともに、必要な財源を確保すること。

2点目としまして、「まち・ひと・しごと創生事業費(1兆円)」については、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。

3点目としまして、平成28年度に創設される新型交付金、概算要求では8条件というふうになっておりますけれども、「地方創生先行型交付金」、1700億円ありますけれども、それ以上の額を確保することということで、地方にとって使い勝手の良いものにする、ということ。

それから4点目としまして、新型交付金に係る地方負担が生じる場合、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること、ということで、提案をさせていただきます。以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

ICT利活用によるという件の意見書について、まず確認ですけれど、これは光ケーブルの敷設が基本というふうを考えてよろしいのでしょうか。

○奥山議員

ここにはW i F i というふうに書いておりますが、W i F i の手前では、当然光ケーブルの敷設が必要になっておりますので、どこにということではありませんが、元となるのは光ケーブルになってまいります。

○道祖委員

N T T さんからお話を聞いているのは、その飯塚市内結構ですね、光ケーブルを引いているというふうに理解しておりますけれども、市内の全域、これ飯塚市として出しますから、飯塚市においての敷設の状況がおわかりならば、もし、おわかりでないならば、基本になるのは光ケーブルですからね、光ケーブルの敷設状況がどういうふうになっておるのか、あとでご連絡いただければと思います。説明する時に、それが参考資料になりますので。

○奥山議員

私も実は勤めておりました会社でしたので、若干情報は持っておりますが、光ファイバーの敷設には、面と点というのがあります。飯塚市管内、昔で言いますと、0 9 4 8、二十何局というところですね、につきましては、面でやっておりますので、ほとんどエリアが、光ケーブルが敷設できています。それから庄内ですと、昔ですと、8 2 局とか、筑穂ですと7 2 局とか、それぞれの地域、地域で交換所というのがございます。全て、ちょっと私もうろ覚えでわからないところがありますが、全ての交換所まで光ケーブルがまだ入ってなかったり、入っていたとしても、面ではなくて、点、その交換所からの距離によってO K というところがありますので、全て飯塚市全域が、まだ光ケーブルが敷設できないところもございます。

以上でございます。

○委員長

調べて、後日お知らせをいたします。ほかに、質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。奥山議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

(提出議員、退席)

次に、「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書 (案) 」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○江口委員

新政飯塚として、こちらのほうの意見書のほうを提出させていただいております。この意見書は、先般の本会議初日において陳情書として皆様方のお手元にお配りされていたものでございます。内容を見させていただきまして、ちょっと気になりましたので、担当課のほうにも確認をしました。実際には、飯塚市内では、外国籍で、国外の人を扶養している方ですね。この方に関しましては、被扶養の方の人数に関しては、そんなに多くはございません。最大で6人、扶養の方ですね。お1人が5名、お2人が9名、3人の方が5名、4人の方が3名、5人の方が5名、6人の方が1名ということですので、そんなに制度の乱用というふうなところまでは見えない、思えないんですが、現実として、じゃあ、これが、本当に扶養が確認できるのかということに関しては、実際、実務としては非常に困難であるというお話をお聞きしております。

片一方で、制度として、国外におられる親族までも控除することが妥当かどうかということに関しましては、私もこの意見書、先の意見書同様、検討することが必要であると思っておりますので、改めて、こちらの扶養控除に関して、制度を、抜本的に見直しを求めていきたいということとさせていただきます。

検討の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「安全保障関連法案の廃案・撤回を求める意見書（案）」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○川上委員

お疲れ様です。この意見書は、ご覧になったとおり、5つの段落で構成されています。

第1段落は、ことしが戦後70年ということで、私たち地方議員であるわけですが、改めて日本国憲法がうたう恒久平和の決意、不戦の誓いを新たにしているということを国会、政府に述べるというところです。

2段落目は、安保関連法案をどう見るのかということを書いております。これについては、要約して、この法案は、我が国を再び海外で戦争できる国につくりかえるものだという指摘をしています。

第3段落目は、6月議会で全国の多くの地方議会がこのように、廃案や撤回、あるいは慎重審議を求めた意見書を採択しているということを国会、政府に受け取ったよねと、いうふうなところです。ちなみに9月7日、隣の桂川町議会が、この安保関連法案の廃案を求める、制定しないでもらいたいという意見書を、賛成多数で可決していることを申し添えたいと思います。

第4段落目は、今の政府与党の強硬な動きに対して、全国各地でさまざまな世代、地域、職場の方々がいろんな立場を超えて戦争できる国づくりだけはだめだということを書いておるといことを書いております。

14日が、参院に送られて、60日ということで、政府与党のほうは、場合によっていまだかつて発動したことのない60日ルールを適用しようとか、というようなことも含めて、参議院での強行採決を図ろうとしていて、今非常に緊迫した事態だと思います。

飯塚市議会が今、党派の垣根を越えて、いろんな意見の違い、立場の違いがあると思いますが、この日本を戦争ができる国につくりかえてしまう、この安保関連法案だけはだめだという立場で廃案ないし、撤回を急いで国会、政府に求める、そういう趣旨であります。

ぜひ、賛同をお願いしたいと思います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。意見書（案）4件については、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で賛否を確認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「意見書案に対する賛否締切り日」について、事務局より説明させます。

○議会事務局次長

ただいまご審議いただきました意見書案4件につきましては、9月16日・水曜日の17時までに賛否を報告いただきたいと思いますと考えております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「意見書案に対する賛否締切り日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり、本日までに提出された陳情が1件ございます。

この陳情第3号につきましては、その写しを11日の本会議開会前に、議席のほうにお配りすることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「陳情の取扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております「平成27年第6回飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

会議予定でございますが、黒枠で囲っているところですが、先ほど説明がありました追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託を追加するものでございます。

以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、兼本委員より発言したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

○兼本委員

お疲れ様です。タブレット等を本会議や委員会の審議での参考にするために、持ち込むことについて許可していただくことをお願いしたいと思っております。

○委員長

ただ今タブレット等を本会議や委員会の審議での参考にするため持ち込むことについて、ご提案がありました。本件について、会議規則等はどうなっているのか、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

タブレット、パソコン、タブレット等につきましては、自治法をはじめ会議規則などに、特にそれに関する定めはございません。ただし、飯塚市議会の会議規則でございますが、第5章に規律、第5章、規律の中の携行品として、第146条においては、「議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさの類、その他会議の妨げとなるものを着用し、又は携帯してはならない」といったものがございます。

それから、また、同じく規律の章の新聞紙等の閲覧禁止というのが第150条にありますが、「何人も、会議中は参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲覧してはならない」という規定がございます。タブレット等は、使用の仕方によりますと、この新聞紙等、あるいは

は書籍の類に該当するものと考えするという見解がございますし、また、音を発するなどをした場合につきましては、会議の妨げとなるといった解釈をされる場合がございます。

以上のことから、現状の飯塚市においては、従来では、タブレットあるいはPCの持ち込みを、皆様のほうで、暗黙の了解として自重していただいていたというような現状がございます。こういったことから、「音を発しないで、審議の参考に資する場合の持ち込みについては、当市議会で決定いただければ、可能である」ということで、事務局としては判断しております。

○委員長

会議規則等については、事務局から説明がありましたとおりでございますが、本日はいったん各会派に持ち帰っていただき、次回ご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○道祖委員

議会事務局からの説明はわかりました。ただ、時代がいろいろ進んできまして、そういう機器を導入している議会もいろいろあると聞いております。現実的に、どのように各ほかの議会が、託しておるのか。参考までに資料を寄せていただければ、協議の参考にさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議会事務局次長

実際にタブレットを単純に持ち込むといったような形での調査は全国的になされたケースはございませんが、本会議あるいは委員会室等で、議員がタブレットとかパソコンを、説明用、あるいは質問用等に使った事例がどのくらいありますかといったような調査は全国的に行われております。こちらの資料がございますので、各会派のほうに、事務局のほうで用意しまして配付をいたしたいと思っております。

ちなみに平成26年1月に、26年中の調査によりますと、議員のパソコンの使用例が本会議場であったといったものにつきましては57市、委員会では103市、タブレットの使用は96市、同じく委員会は137市といったような状況になっております。以上です。

○委員長

先ほど言いましたように、本日は、いったん各会派に持ち帰っていただきまして、次回ご意見をいただければと思いますが、これでよろしいですか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、次回の委員会は、本会議最終日9月18日(金)の開会前、午前9時30分に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。